

※ 処理 事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認			

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

草加市長あて

所在地 <small>（草加市が支店等の場合は本店所在地と併記）</small>	（電話）	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
（ふりがな）								
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
（ふりがな） 代表者名 氏	（ふりがな） 経理責任者 氏名		前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額				
		十億	百万	千	円	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（①の金額）		①			0.0	
予定申告税額（①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ）		②			0.0	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③			0.0	
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③		④			0.0	
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤			月	
	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億	百万	千	円
					0.0	
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥		⑦			0.0	

草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等		草加市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間		年	月	日から	
		年	月	年	月	日まで	
（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等）	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年	月	日から	日まで	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		通算親法人の事業年度の期間	年	月	日から	日まで	
法人税割額	⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億	百万	千	円	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	指場 定合 都の 市に ⑥ 申の 告計 算	区 名	※ 区コード	月数	従業者数	均等割額
税額控除超過額相当額の加算額	⑫					人	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬						0.0
外国の法人税等の額の控除額	⑭						0.0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮						0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯						0.0
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑰						0.0
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱						0.0
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲						0.0

関与税理士署名 (電話)

※ 処理 事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認			

令和 年 月 日 受付印 草加市長あて		法人番号	申告年月日
		年 月 日	
所在地 <small>(草加市が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目		
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	円 兆 十億 百万 千
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな) 代表者名 氏	(ふりがな) 経理責任者 氏	前期末現在の 資本金等の額	

令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額	
		十億	百万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (①の金額)		①	0.0
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)		②	0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③	0.0
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③		④	0.0
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億 百万 千 円 0.0
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥		⑦	0.0

草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等		草加市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間		年 月 日から
		年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から	年 月 日まで
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		通算親法人の事業年度の期間	年 月 日から	年 月 日まで
法人税割額	⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		十億 百万 千 円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	区 名	※区コード	月数
税額控除超過額相当額の加算額	⑫	従業者数	人	均等割額
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬	指場 定合 都の 市に ⑥ 申の 告計 算		円
外国の法人税等の額の控除額	⑭			0.0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮			0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯			0.0
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑰			0.0
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱			0.0
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲			0.0

関与税理士署名 (電話)

法人市民税の税率表

1 均等割の税率

資本金等の額 ※	従業者数の合計数 ※	税率(年額)
・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		5万円
1,000万円以下	50人以下	12万円
	50人超	
1,000万円超 1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円超 50億円以下	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
	50人超	300万円

(注) 事業所等を有していた月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

※「資本金等の額」とは、地方税法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。ただし、資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。

※「従業者数の合計数」とは、草加市内に有する事務所等又は寮等の従業者の数の合計数をいう。

ご不明な点につきましては、市民税課までご連絡ください。 ※地方税法の改正により内容の一部に変更が生じる場合があります。

埼玉県草加市 総務部市民税課 法人諸税係
 電話 048(922)0151 内線2271~2273